

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・延長）

（経済産業省）

制 度 名	地球温暖化対策のための化石燃料課税の強化			
税 目	石油石炭税			
要 望 の 内 容	<p>「エネルギー基本計画」及び「新成長戦略」を踏まえ、我が国としては、エネルギー分野の地球温暖化対策を抜本的に強化しつつ、持続的に成長が可能な強靱な低炭素社会を構築することが喫緊の課題となっている。</p> <p>このため、化石燃料への課税（石油石炭税）を強化することにより、その税収を活用して必要な施策を拡充するとともに、エネルギー起源二酸化炭素の排出抑制にも資することを検討する。</p> <p>【課税の仕組み】 石油石炭税について税率を引き上げる。その際、エネルギー分野の地球温暖化対策の強化のための負担を公平にエネルギー利用者から求める観点から、引き上げ幅は、原油・石油製品、石油ガス、天然ガス、石炭という燃料ごとの炭素排出量に応じたものとするを基本とする（平成 23 年度から実施）。</p> <p>【使途】 受益と負担の明確化を図る観点から、エネルギー対策特別会計を活用しつつ、税収増分をエネルギー起源二酸化炭素の排出抑制に資する追加的な対策（省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの普及、低炭素技術の開発等）に確実に充当する方向で検討する。</p> <p>【税率水準】</p> <ul style="list-style-type: none"> エネルギー分野の地球温暖化対策の追加的な財政需要、産業の国際競争力や国民生活への影響を勘案して設定するものとし、エネルギー起源二酸化炭素の排出抑制効果も踏まえたものとする方向で検討する。 再生可能エネルギーの全量買取制度や国内排出量取引制度を巡る議論を踏まえつつ、国民及び産業界に過大な負担とならないよう十分留意する。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> エネルギー対策特別会計の既存事業を十分に精査し、特別会計の目的に沿って着実に効果の高い事業を実施する。 原料用途の石油・石炭等については、非課税措置又は恒久的な租税特別措置を講じる。 税目・特別会計の名称等については、歳出の具体的内容、地球温暖化対策の中での位置づけ等を踏まえつつ、必要に応じて年末までに検討する。 			
		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="874 2103 1219 2107">平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</td> <td data-bbox="1219 2103 1490 2107">百万円 （百万円）</td> </tr> </table>	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	百万円 （百万円）
平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	百万円 （百万円）			

<p>新設・拡充又は延長を必</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>(2) 施策の必要性</p>		
<p>今回の要望に関連する事項</p>	<p>合理性</p>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	
		<p>政策の達成目標</p>	
		<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	
		<p>同上の期間中の達成目標</p>	
		<p>政策目標の達成状況</p>	
	<p>有効性</p>	<p>要望の措置の適用見込み</p>	
		<p>要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)</p>	

	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	
		予算上の措置等の要求内容及び金額	
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
		要望の措置の妥当性	
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績		
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)		
	前回要望時の達成目標		
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由		
これまでの要望経緯			